

八月二十五日から

住民基本台帳ネットワークシステムが

さらに便利になります

昨年八月から、全国市町村の住民基本台帳ネットワークシステムが始まりました。ことしの八月二十五日から新たに受けられるようになるサービスを紹介します。

住民基本台帳ネットワークシステムとは

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民票の情報のうち、四つの情報（住所・氏名・生年月日・性別）、住民票コードとこれらの変更情報により、全国共通の本人確認を行い、市民サービスの向上を図るためのシステムです。

これまでのサービス

以前はパスポートの交付を受けるには、住民票の写しを提出しなければなりませんでしたが、不要になりました。恩給を受給している人は、受給権申立書に市町村長の証明を受けなければなりませんでしたが、不要になりました。行政機関への申請や届出のときに住民票の写しを添付したり、証明を受けたりする必要が順次なくなってきました。



本人確認情報の管理



個人情報の保護はどうなっているの？

住民基本台帳ネットワークシステムの個人情報保護対策は、

保有する情報や利用目的を法律で限定しています。

また、外部からのネットワークへの侵入と内部の不正利用を防止するなど、住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。

そのため、個人情報保護に関して、制度面（法令）、技術面、運用面などあらゆる面において十分な対策を行っています。



住民基本台帳カードの交付

無料で住民基本台帳カードの交付申請を受け付けます

カードの交付を受けると、カードに記録されている住民票コードにより、本人確認ができます。

また、写真つき住民基本台帳カードは、印鑑登録時の身分証明書など、公的な証明書として利用できる予定です。

見本





新 手続の簡素化

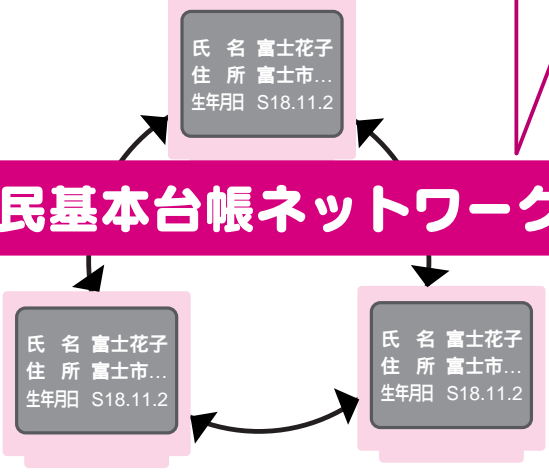
転出・転入手続のときは
 現在は引越しのとき、市役所の窓口で転出届を行い、転出証明書の交付を受け、引越し先の市町村で転入手続をしなければなりません。
 しかし、住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、まず富士市から転出するとき、付記転出届を富士市に郵送で提出できます。そして住民基本台帳カードを引越し先の市町村役場の窓口で提示し、転入届を行います。
 このように、引越しのときに窓口へ行くのは、転入するときの一回だけになります。



住民票の写しの広域交付

全国どこの市町村でも
 住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、全国の市町村間で、住民票情報のやり取りができるようになります。
 これにより、全国どこの市町村でも官公署発行の写真つき身分証明書（自動車運転免許証など）または住民基本台帳カードを持参すると、本人や家族の住民票の写しを取ることができます。

住民基本台帳ネットワーク



システムの運用管理



交付の方法
 住民基本台帳カードを希望する人には、手数料五百円で交付します。
 交付申請には、官公署発行の写真つき身分証明書（自動車運転免許証など）を持参してください。お持ちでない場合は郵送で本人確認をします。住民基本台帳カードには、写真つき、写真なしの二種類があります。
 写真つきを希望する場合は、六か月以内に撮影したもので、縦四センチメートル、横三センチメートル（白黒・カラーどちらでも可）、上半身のみ写っているもので、無帽で正面を向き、背景がない写真の裏に名前を書き、市民課にお持ちください。
 交付申請できるのは、本人もしくは法定代理人となります。ただし、病気などやむを得ない場合は、任意代理人が交付申請できます。
 交付するときに、パスワード（四けたの数字）を申請人が入力します。有効期限は十年間ですが、富士市から転出した時点で利用できなくなります。ただし、転出先で行う転入届には利用できます。

問い合わせ 市民課 ☎55-2746 ✉shimin@city.fuji.shizuoka.jp
<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/cityhall/simin-b/siminka/index.html>